

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料

① 住宅の部分					
区分		適合証有りの場合	適合証無しの場合		
			性能基準	併用法	仕様基準
一戸建て	～200 m ² 未満	4,700 円	32,000 円	24,000 円	16,000 円
	200 m ² 以上～	4,700 円	36,000 円	26,000 円	18,000 円
共同住宅等	～300 m ² 未満	9,000 円	65,000 円	48,000 円	31,000 円
	300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	18,000 円	100,000 円	80,000 円	53,000 円
	2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	41,000 円	180,000 円	140,000 円	97,000 円
	5,000 m ² 以上～	74,000 円	260,000 円	200,000 円	140,000 円
② 非住宅の部分					
区分		適合証有りの場合	適合証無しの場合		
			モデル建物法	標準入力法	
～ 300 m ² 未満		9,000 円	82,000 円	210,000 円	
300 m ² 以上 ～ 1,000 m ² 未満		15,000 円	100,000 円	260,000 円	
1,000 m ² 以上 ～ 2,000 m ² 未満		25,500 円	130,000 円	340,000 円	
2,000 m ² 以上 ～ 5,000 m ² 未満		74,000 円	220,000 円	490,000 円	
5,000 m ² 以上 ～ 10,000 m ² 未満		110,000 円	290,000 円	600,000 円	
10,000 m ² 以上 ～ 25,000 m ² 未満		140,000 円	340,000 円	710,000 円	
25,000 m ² 以上 ～		180,000 円	400,000 円	810,000 円	
※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算し徴収する。 ※認定を受けた計画の変更にあつては、それぞれの手数料の 1/2 の額を合計した金額（追加の変更認定の場合は、それぞれの手数料の額）					

(2) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築基準関係規定への適合審査申請手数料分

次に上げる金額を合計した額	
③次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額	
床面積の合計が 30 ㎡以内の場合	9,000 円
30 ㎡超え 100 ㎡以内の場合	16,000 円
100 ㎡超え 200 ㎡以内の場合	28,000 円
200 ㎡超え 500 ㎡以内の場合	43,000 円
500 ㎡超え 1,000 ㎡以内の場合	66,000 円
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内の場合	94,000 円
2,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内の場合	190,000 円
10,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内の場合	310,000 円
50,000 ㎡超えの場合	560,000 円
②構造計算適合判定を要する建築物ごとに次に掲げる構造計算適合判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
(i) 大臣認定を受けたプログラムにより適正に行われたものであるかの判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める金額	
床面積の合計が 1,000 ㎡以内の場合	120,700 円
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内の場合	150,400 円
2,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内の場合	164,700 円
10,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内の場合	208,700 円
50,000 ㎡超えの場合	353,900 円
(ii) (i) に掲げる判定以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める金額	
床面積の合計が 1,000 ㎡以内の場合	174,600 円
1,000 ㎡超え 2,000 ㎡以内の場合	232,900 円
2,000 ㎡超え 10,000 ㎡以内の場合	267,000 円
10,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内の場合	352,800 円
50,000 ㎡超えの場合	648,700 円
③建築設備が設置される建築物については一の建築設備ごとに、それぞれ次に定める金額	
昇降機	15,000 円
小荷物専用昇降機	7,000 円
※変更申請の場合、手数料が減額となります。	